

## 4 職員団体

### (1) 職員団体の登録

法第52条の規定により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として、職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号。以下「職員団体条例」という。）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については、本人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。
- ③ 職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

#### ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(平成25年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単体団体	有	無
自治労山梨県職員労働組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県高等学校・障害児 学校教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県公立小中学校校長組合	昭41.10.8		○		○
山梨県公立小中学校教頭組合	昭43.3.23		○		○
山梨教育運動ユニオン	平5.12.20		○	○	

#### イ 変更登録の状況

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から10日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成24年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内 訳			
		規 約	登 録 事 項		
			名 称	所 在 地	役 員
6	8	1	0	2	5

### (2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第12号）で定めており、平成24年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成25年3月31日現在)

組織上の区分		職又は職員	
議会事務局		事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹 (局付の者に限る。)	
知事の事務部局	本庁	部長 局長 会計管理者 林務長 防災危機管理監 出納局長 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代 決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決 する権限を有する者に限る。) 理事 技監 参事 企画調整 主幹 主幹(部又は局付の者に限る。) 政策参事 政策主幹	
		秘書課	秘書担当の課長補佐 秘書担当職員
		行政改革推進課	行政組織担当の課長補佐及び職員
		人事課	総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及 び給与担当の職員
		職員厚生課	管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福 利厚生に関する企画立案担当の職員
		財政課	予算担当の課長補佐 主任主計員 主計員
		管財課	庁舎管理担当の課長補佐 自動車管理事務所長 守衛長
		私学文書課	法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員
	その他の出先機関	事務局長 所長 課税・管理部長 自動車税部長 徴収部長 場長 園長 校長 支所長 副所長 事務局次長 副場長 次 長(所長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限 り、大阪事務所の次長を除く。) 副園長 副校長(校長の事務 を代決する権限を有する者に限る。) 地域防災幹	
		消防学校	教頭
		あけぼの医療福祉センター	総看護師長 副総看護師長
		宝石美術専門学校	教授(大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。)
		教育委員会	教育庁
		総務課	総務企画担当、行政管理担当及び経理担当の課長補佐 人事又 は服務に関する企画立案担当の職員
		福利給与課	福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐 福 利厚生、給与又は公務災害に関する企画立案担当の職員
		義務教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に 関する企画立案担当の職員
		高校教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に 関する企画立案担当の職員
		教育事務所	所長 副所長 次長
		埋蔵文化財センター	所長 次長
	教育機関	館長 副館長 次長	
		総合教育センター	所長 副所長 部長
		県立学校	校長 副校長 教頭 事務長

人事委員会事務局	事務局長 次長 総括次長補佐 任用審査担当及び給与担当の次長補佐 任用審査担当及び給与担当のリーダー 人事、給与、サービス又は福利厚生に関する企画立案担当の職員
監査委員事務局	事務局長 次長 総括次長補佐 庶務を担当する副主査以上の職員
労働委員会事務局	事務局長 次長 次長補佐
選挙管理委員会事務局	書記長 書記次長